

【新設】（定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い）

9-3-5の2 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）

を被保険者とする保険期間が3年以上の定期保険又は第三分野保険（以下9-3-5の2において「定期保険等」という。）で最高解約返戻率が50%を超えるものに参加して、その保険料を支払った場合には、当期分支払保険料の額については、次表に定める区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。ただし、これらの保険のうち、最高解約返戻率が70%以下で、かつ、年換算保険料相当額（一の被保険者につき2以上の定期保険等に参加している場合にはそれぞれの年換算保険料相当額の合計額）が30万円以下の保険に係る保険料を支払った場合については、9-3-5の例によるものとする。

(1) 当該事業年度に次表の資産計上期間がある場合には、当期分支払保険料の額のうち、次表の資産計上額の欄に掲げる金額（当期分支払保険料の額に相当する額を限度とする。）は資産に計上し、残額は損金の額に算入する。

㉔ 当該事業年度の中で次表の資産計上期間が終了する場合には、次表の資産計上額については、当期分支払保険料の額を当該事業年度の月数で除して当該事業年度に含まれる資産計上期間の月数（1月未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。）を乗じて計算した金額により計算する。また、当該事業年度の中で次表の資産計上額の欄の「保険期間の開始の日から、10年を経過する日」が到来する場合の資産計上額についても、同様とする。

(2) 当該事業年度に次表の資産計上期間がない場合（当該事業年度に次表の取崩期間がある場合を除く。）には、当期分支払保険料の額は、損金の額に算入する。

(3) 当該事業年度に次表の取崩期間がある場合には、当期分支払保険料の額（(1)により資産に計上することとなる金額を除く。）を損金の額に算入するとともに、(1)により資産に計上した金額の累積額を取崩期間（当該取崩期間に1月未満の端数がある場合には、その端数を切り上げる。）の経過に応じて均等に取崩した金額のうち、当該事業年度に対応する金額を損金の額に算入する。

区 分	資 産 計 上 期 間	資 産 計 上 額	取 崩 期 間
最高解約返戻率 50%超 70%以下	保険期間の開始の日から、当該保険期間の100分の40相当期間を経過する日まで	当期分支払保険料の額に100分の40を乗じて計算した金額	保険期間の100分の75相当期間経過後から、保険期間の終了の日まで
最高解約返戻率 70%超 85%以下		当期分支払保険料の額に100分の60を乗じて計算した金額	
最高解約返戻率 85%超	保険期間の開始の日から、最高解約返戻率となる期間（当該期間経過後の各期間において、その期間における解約返戻金相当額からその直前の期間における解約返戻金相当額を控除した金額を年	当期分支払保険料の額に最高解約返戻率の100分の70（保険期間の開始の日から、10年を経過する日までは、100分の90）を乗じて計算し	解約返戻金相当額が最も高い金額となる期間（資産計上期間がこの表の資産計上期間の欄に掲げる㉔に該当する場合には、当該㉔による資

	<p>換算保険料相当額で除した割合が100分の70を超える期間がある場合には、その超えることとなる期間)の終了の日まで</p> <p>(注) 上記の資産計上期間が5年未満となる場合には、保険期間の開始の日から、5年を経過する日まで(保険期間が10年未満の場合には、保険期間の開始の日から、当該保険期間の100分の50相当期間を経過する日まで)とする。</p>	<p>た金額</p>	<p>産計上期間) 経過後から、保険期間の終了の日まで</p>
--	---	------------	---------------------------------

④1 「最高解約返戻率」、「当期分支払保険料の額」、「年換算保険料相当額」及び「保険期間」とは、それぞれ次のものをいう。

イ 最高解約返戻率とは、その保険の保険期間を通じて解約返戻率(保険契約時において契約者に示された解約返戻金相当額について、それを受けることとなるまでの間に支払うこととなる保険料の額の合計額で除した割合)が最も高い割合となる期間におけるその割合をいう。

ロ 当期分支払保険料の額とは、その支払った保険料の額のうち当該事業年度に対応する部分の金額をいう。

ハ 年換算保険料相当額とは、その保険の保険料の総額を保険期間の年数で除した金額をいう。

ニ 保険期間とは、保険契約に定められている契約日から満了日までをいい、当該保険期間の開始の日以後1年ごとに区分した各期間で構成されているものとして本文の取扱いを適用する。

2 保険期間が終身である第三分野保険については、保険期間の開始の日から被保険者の年齢が116歳に達する日までを計算上の保険期間とする。

3 表の資産計上期間の欄の「最高解約返戻率となる期間」及び「100分の70を超える期間」並びに取崩期間の欄の「解約返戻金相当額が最も高い金額となる期間」が複数ある場合には、いずれもその最も遅い期間がそれぞれの期間となることに留意する。

4 一定期間分の保険料の額の前払をした場合には、その全額を資産に計上し、資産に計上した金額のうち当該事業年度に対応する部分の金額について、本文の取扱いによることに留意する。

5 本文の取扱いは、保険契約時の契約内容に基づいて適用するのであるが、その契約内容の変更があった場合、保険期間のうち当該変更以後の期間においては、変更

後の契約内容に基づいて9-3-4から9-3-6の2の取扱いを適用する。

なお、その契約内容の変更に伴い、責任準備金相当額の過不足の精算を行う場合には、その変更後の契約内容に基づいて計算した資産計上額の累積額と既往の資産計上額の累積額との差額について調整を行うことに留意する。

- 6 保険金又は給付金の受取人が被保険者又はその遺族である場合であって、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者としているときには、本文の取扱いの適用はなく、9-3-5の(2)の例により、その支払った保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与となる。

#### 【解説】

- 1 本通達は、支払保険料の額に相当多額の前払部分の保険料が含まれている場合の資産計上額の取扱いについて明らかにしている。具体的には、法人を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする保険期間が3年以上の定期保険又は第三分野保険（以下「定期保険等」という。）で最高解約返戻率が50%を超えるものについては、最高解約返戻率の区分に応じて一定額を一定期間資産計上し、所定の期間経過後に取り崩して損金の額に算入することとしている。
- 2 保険期間が複数年となる定期保険又は第三分野保険の保険料は、加齢に伴う保険料の上昇を抑える観点から平準化されているため、保険期間前半における保険料の中には、保険期間後半における保険料に充当される部分、すなわち前払部分の保険料が含まれており、これについては、資産計上するのが原則となる。しかし、その平準化された定期保険又は第三分野保険の保険料は、いわゆる掛捨ての危険保険料及び付加保険料のみで構成されており、これらを期間の経過に応じて損金の額に算入したとしても、一般に、課税所得の適正な期間計算を大きく損なうこともないと考えられることから、法人税基本通達9-3-5《定期保険及び第三分野保険に係る保険料》において、支払保険料の額は、原則として、期間の経過に応じて損金の額に算入することとしている。

一方、特に保険期間が長期にわたるものや保険期間中に保険金額が逦増するものなどは、その保険期間の前半において支払う保険料の中に相当多額の前払部分の保険料が含まれており、中途解約をした場合にはその前払部分の保険料の多くが返戻されるため、このような保険についても法人税基本通達9-3-5の取扱いをそのまま適用すると課税所得の適正な期間計算を損なうこととなる。

したがって、このような保険については、上記の原則的な考え方にのっとった取扱いとすることが適当であるため、法人税基本通達9-3-5の取扱いによらず、本通達の取扱いによることとしている。

なお、そもそも解約返戻金相当額のない保険については本通達の適用はなく、その支払保険料の額は、法人税基本通達9-3-5の取扱いにより、期間の経過に応じて損金の額に算入することとなる。また、当該保険に係る支払保険料の額が少額である場合には、法人税基本通達9-3-5（注）2の取扱いにより、支払時の損金算入が認められることとなる。

- 2 令和元年の通達改正前においては、このような保険については、保険商品ごとに個別通達として取扱いを定めていたが、これらの個別通達の発遣後相当の年月を経過し、①保険会社各社の商品設計の多様化や長寿命化等により、それぞれの保険の保険料に含まれる前払部

分の保険料の割合にも変化が見られること、②類似する商品であっても個別通達に該当するか否かで取扱いに差異が生じていること、③前払部分の保険料の割合が高い同一の商品であっても加入年齢や保険期間の長短により取扱いが異なること、④第三分野保険のうち個別通達に定めるもの以外はその取扱いが明らかではなかったことから、類似する商品や第三分野保険の取扱いに差異が生じることのないよう定期保険及び第三分野保険の保険料に関する取扱いを統一するとともに、各保険商品の実態に応じた取扱いとなるよう資産計上ルールの見直しを行っている。

- 3 この資産計上ルールについては、支払保険料の額に含まれる前払部分の保険料の額は、保険契約者には通知されないことから、保険契約者がその金額を把握して資産計上することは極めて困難となる。そこで、保険契約者が把握可能で客観的かつ合理的な指標として、前払部分の保険料の累積額に近似する解約返戻金に着目し、解約返戻率に基づいて資産計上すべき金額を算定することとしている。また、解約返戻率は保険期間の経過に応じて変動するところ、解約返戻率の変動に伴い資産計上割合を変動させることは実務上も煩雑となることや、その保険期間中の資産計上割合の平均値などを求めることも困難であるため、計算の簡便性の観点から、最高解約返戻率を用いて資産計上額を算定することとしている。

令和元年改正通達による廃止前の各個別通達では、法人が支払保険料の額に一定割合を乗じた金額を一律の期間資産計上するという、納税者の事務負担に配慮した簡便的な資産計上ルールとしていたことから、本通達においても、各保険商品の実態を踏まえつつ、廃止前の各個別通達とも整合性のとれた資産計上ルールとしている。具体的には、最高解約返戻率が85%以下の定期保険等については、支払保険料の額に一定割合を乗じた金額を一律の期間資産計上するという廃止前の各個別通達と同様に簡便な計算方法とし、最高解約返戻率が85%超の定期保険等については、資産計上額の累積額が前払部分の保険料の累積額に極力近似するように、最高解約返戻率に応じてより高い割合で資産計上することとしている。

この「最高解約返戻率」とは、その保険の保険期間を通じて解約返戻率が最も高い割合となる期間におけるその割合をいい、「解約返戻率」とは、保険契約時において契約者に示された解約返戻金相当額を、それを受けることとなるまでの間に支払う保険料の額の累計額で除して計算した割合をいう（本通達（注）1イ）。一般的には、契約時に個々の契約内容に応じて作成される保険設計書等において「○年目の解約返戻金△円、○年目の解約返戻率×%」などと示される金額や割合によることとなる。（最高）解約返戻率と解約返戻金相当額の具体的な計算については、FAQのQ4からQ8までにおいて示しているので参考とされたい。

- 4 本通達では、保険期間が3年以上の定期保険等で最高解約返戻率が50%を超えるものについては、その最高解約返戻率の区分に応じて資産計上することとしている。しかし、このような保険であっても、最高解約返戻率が70%以下の保険で、その年換算保険料相当額が30万円以下の場合には、支払保険料の中に含まれる前払部分の保険料を期間の経過に応じて損金の額に算入したとしても、一般に、課税所得の適正な期間計算を大きく損なうこともないことから、納税者の事務負担への配慮や計算の簡便性といった点も踏まえ、この場合の保険は本通達の適用対象外としている。

この「年換算保険料」とは、その保険の保険料の総額を保険期間の年数で除した金額をい

う（本通達（注）1ハ）。また、年換算保険料相当額が30万円以下か否かの判定については、保険会社や保険契約への加入時期の違いにかかわらず、一の者（例えば、代表取締役である甲）を被保険者として、法人が加入している全ての定期保険等に係る年換算保険料相当額の合計額で判定することになる。この判定に際して特に留意すべきことについては、FAQのQ9において示しているので参考とされたい。

- 5 上記4の保険を除き、法人が保険期間が3年以上の定期保険等で最高解約返戻率が50%を超えるものに加入して、その保険料を支払った場合には、当期分支払保険料の額については、本通達の表に定める最高解約返戻率の区分に応じて資産計上を行うこととなる。この「当期分支払保険料の額」とは、その支払った保険料の額のうち当該事業年度に対応する部分の金額をいう（本通達（注）1ロ）。

したがって、例えば、いわゆる前納制度を利用して前納保険料を支払った場合や、保険料を短期払した場合など、一定期間分の保険料の額の前払をしたときには、その全額を資産に計上し、資産に計上した金額のうち当該事業年度に対応する部分の金額について、当期分支払保険料の額として資産計上額を計算することとなる（本通達（注）4）。

また、例えば、保険料を年払としている場合において、法人税基本通達2-2-14《短期の前払費用》の取扱いにより、その年払保険料の額を継続して支払日の属する事業年度の支払保険料の額としているときは、その額を当期分支払保険料の額として資産計上額を計算することが認められる（FAQのQ2）。

- 6 本通達では、保険期間を基に資産計上期間及び取崩期間を設定し、各事業年度に資産計上期間又は取崩期間があるか否かにより、当期分支払保険料の額の損金算入額及び資産計上額が異なることとなる。その具体的な算定の例は、次のとおりである。

- (1) 法人が、最高解約返戻率60%（50%超70%以下の区分に該当）の定期保険等に加入して、その保険料を支払った場合

イ 資産計上期間（保険期間の開始の日から当該保険期間の前半4割相当期間を経過する日までの期間）

当期分支払保険料の額の4割相当額を資産に計上し、残額を損金の額に算入する（本通達(1)）。

ロ 資産計上期間経過後から保険期間の終了の日までの期間（ハの取崩期間を含む。）

当期分支払保険料の額を損金の額に算入する（本通達(2)、(3)）。

ハ 取崩期間（保険期間のうち後半4分の1の期間）

ロの損金算入額に加えて、イで資産に計上した金額の累積額を均等に取り崩して損金の額に算入する（本通達(3)）。

なお、事業年度の途中で資産計上期間が終了する場合又は事業年度の途中から取崩期間が開始する場合には、月割りにより資産計上額又は取崩額を計算するのであるが、前者の場合には1月未満の端数は切捨てとし（本通達(1)（注））、後者の場合には切上げとしている（本通達(3)）。

- (2) 法人が、最高解約返戻率80%（70%超85%以下の区分に該当）の定期保険等に加入して、その保険料を支払った場合

資産計上期間に当期分支払保険料の額の6割相当額を資産に計上すること以外は、上記(1)と同様の取扱いとなる。

(3) 法人が、最高解約返戻率 90% (85%超の区分に該当) の定期保険等に加入して、その保険料を支払った場合

イ 資産計上期間 (保険期間の開始の日から最高解約返戻率となる期間の終了の日まで)

保険期間の開始の日から 10 年間は、当期分支払保険料の額に当該最高解約返戻率 90%の 9 割 (=81%) を乗じた金額を、10 年経過後の残りの資産計上期間は、当期分支払保険料の額に最高解約返戻率 90%の 7 割 (=63%) を乗じた金額を資産に計上し、残額を損金の額に算入する (本通達(1))。

ロ 資産計上期間経過後から保険期間の終了の日までの期間 (ハの取崩期間を含む。)

当期分支払保険料の額を損金の額に算入する (本通達(2)、(3))。

ハ 取崩期間 (解約返戻金相当額が最も高い金額となる期間経過後から保険期間の終了の日までの期間)

ロの損金算入額に加えて、イで資産に計上した金額の累積額を均等に取り崩して損金の額に算入する (本通達(3))。

上記(3)イの最高解約返戻率となる「期間」及び上記(3)ハの解約返戻金相当額が最も高い金額となる「期間」のように、本通達の表のうち、最高解約返戻率が 85%超の区分となる場合の資産計上期間の欄及び取崩期間の欄などにある「期間」とは、保険期間の開始の日以後 1 年ごとに区分した各期間のことをいう (本通達 (注) 1 二)。例えば、「最高解約返戻率となる期間」とは、保険期間を構成する各期間のうち、解約返戻率が最高率となる期間のことである (FAQの Q 3)。

また、例えば、最高解約返戻率が同率の期間が複数ある場合には、その最も遅い期間の終了の日までが資産計上期間ということになる (本通達 (注) 3)。

最高解約返戻率が 85%超の区分に該当する場合の原則的な取扱いは上記(3)のとおりであるが、上記(3)イの資産計上期間経過後の各期間において支払う保険料の中に相当多額の前払部分の保険料が含まれている場合、すなわち、最高解約返戻率となる期間経過後の期間における解約返戻金相当額からその直前期間における解約返戻金相当額を控除した金額 (対直前期間増加額) を年換算保険料相当額で除した割合が 7 割を超える期間がある場合には、その 7 割を超える期間の終了の日まで資産計上期間が延長されることとなる。この取扱いは、保険期間開始後、早期に最高解約返戻率に到達した後も依然として高解約返戻率を維持する保険商品に対応することとしたものである。

なお、この割合が 7 割を超える期間が複数ある場合には、その最も遅い期間の終了の日までが資産計上期間となることを本通達 (注) 3 で明らかにしている。したがって、一時的にこの割合が 7 割を下回ることがあっても、資産計上期間が途切れることはないこととなる。

また、最高解約返戻率が 111%を超えるような場合には、算出される資産計上額が当期分支払保険料の額を超える場合が生じ得るが、このような場合には、当期分支払保険料の額に相当する金額が資産計上額の上限となる (本通達(1))。

ところで、保険商品の設計によっては、最高解約返戻率となる期間が極めて早期に到来し、その後、解約返戻率が急減するような保険商品が考えられる。そのため、このような保険商品で最高解約返戻率が 85%を超えるものについては、本通達の表中の資産計上期間の欄の注書において、最低でも 5 年間は資産計上することとしているが、このような商品であ

っても、保険期間が10年未満である場合には、当該保険期間の5割相当期間を資産計上期間とすることとしている。したがって、例えば、保険期間が8年の保険契約について表中の資産計上期間の欄の本文に従って計算された資産計上期間が3年となる場合であっても、資産計上期間は4年（8年の5割相当期間）となり（FAQのQ10）、当期分支払保険料の額に最高解約返戻率の9割を乗じた金額を資産計上することとなる。そして、この取扱いによる場合には、資産計上期間経過後から保険期間の終了の日までが取崩期間となる。

- 7 本通達の取扱いは、保険契約時の契約内容に基づいて適用するのであるが、その契約内容の変更があった場合、保険期間のうち当該変更以後の期間においては、変更後の契約内容に基づいて各通達（基通9-3-4～9-3-6の2）を適用することとなる。このことを本通達（注）5で明らかにしている。

具体的に、どのような変更がここでいう「契約内容の変更」に当たるかについては、FAQのQ11において示している。解約返戻率の変動を伴う契約内容の変更や保険期間の変更は、原則として「契約内容の変更」に当たるものとしており、例えば、①払込期間の変更（全期払（年払・月払）を短期払に変更する場合等）、②特別保険料の変更、③保険料払込免除特約の付加・解約、④保険金額の増額、減額又は契約の一部解約に伴う高額割引率の変更により解約返戻率の変動する場合、⑤保険期間の延長・短縮、⑥契約書に記載した年齢の誤りの訂正等により保険料が変動する場合を挙げている。

また、原則として「契約内容の変更」に当たらないものとして、⑦払込方法の変更（月払を年払に変更する場合等）、⑧払込経路の変更（口座振替扱いを団体扱いに変更する場合等）、⑨前納金の追加納付、⑩契約者貸付、⑪保険金額の減額（部分解約）を挙げている。

なお、保険料や保険金額の異動を伴う契約内容の変更がある場合には、変更前の責任準備金相当額と変更後の契約内容に応じて必要となる責任準備金相当額との過不足の精算を行うのが一般的であり、これにより、責任準備金相当額は契約当初から変更後の契約内容であったのと同じ額となるため、税務上の資産計上累計額もこれに合わせた調整を行う必要がある。具体的な調整方法についてはFAQのQ12において示しているので参考とされたい。

- 8 連結納税制度においても同様の取扱い（連基通8-3-5の2）を定めている。